

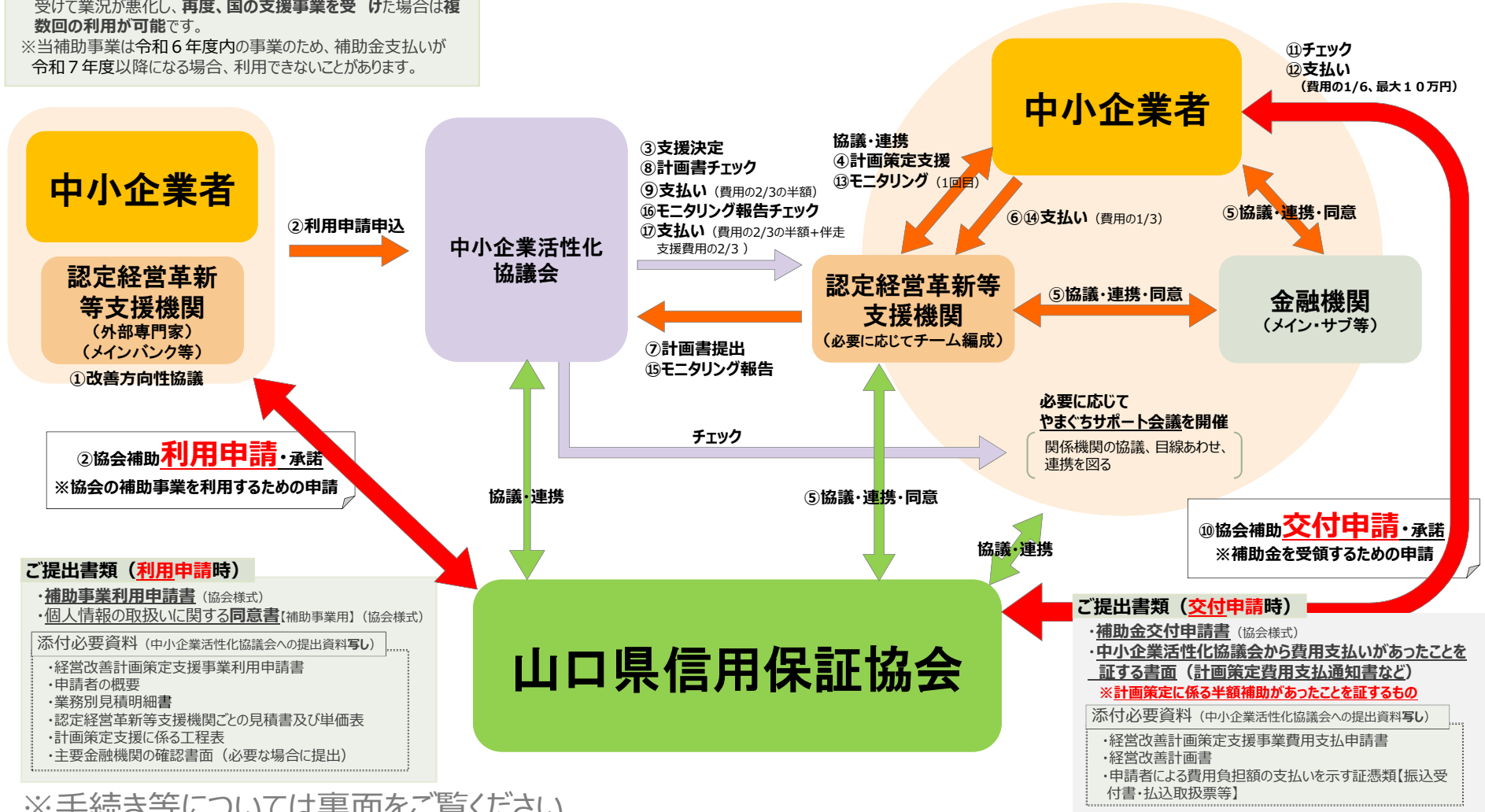
『認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業』に係る補助事業
 【中小企業活性化協議会からの計画策定時に半額、1回目のモニタリング支払申請時に残額の計2回に分けて補助となるパターン】

2024.3.31改

ご留意事項

- 下記については補助対象外となります。
- ・「伴走支援、金融機関交渉に係る費用」
 - ・「中小企業活性化協議会に提出した経営改善計画策定費用予定額を越えた部分」
 - ・「早期経営改善計画策定支援に係る費用」
- ※原則として複数回の利用はできませんが、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢又は原油価格の高騰等による影響を受けて業況が悪化し、再度、国の支援事業を受けた場合は複数回の利用が可能です。
- ※当補助事業は令和6年度内の事業のため、補助金支払いが令和7年度以降になる場合、利用できないことがあります。

山口県信用保証協会への申請は
 「補助事業利用申請（計画策定前）」と
 「補助事業交付申請（計画策定後）」の計2回。



※手続き等については裏面をご覧ください

1. 補助事業利用申請

中小企業者

認定経営革新等支援機関
(外部専門家等)

- 申請者は、経営改善計画策定支援を実施する（代表）認定経営革新等支援機関と連名で、「補助事業利用申請書」を、山口県信用保証協会（取扱：経営支援課）に提出してください。
- 申請の際には、国の支援事業の利用申請時に中小企業活性化協議会に提出した書類の写しを添付してください。



山口県信用保証協会

- 山口県信用保証協会において、申請書・添付書類の内容を確認の上、受け付けます。
- 山口県信用保証協会において、補助事業の利用が適切であると判断した場合は、「補助事業利用申請受理通知書」により申請者、（代表）認定経営革新等支援機関に通知します。

2. 計画策定支援・合意形成

中小企業者

認定経営革新等支援機関
(外部専門家等)

山口県信用保証協会

- 認定経営革新等支援機関は、中小企業者の経営改善計画策定支援を実施してください。
- 必要に応じてやまぐちサポート会議を開催します。

3. 補助金交付申請

中小企業者

- 申請者は、中小企業活性化協議会からの2/3の費用負担、自身の自己負担の完了後、「補助金交付申請書」を山口県信用保証協会（取扱：経営支援課）に提出してください。
- 申請の際には、中小企業活性化協議会からの費用負担（**計画策定に係る半額補助**）、自身の自己負担を証する書面を添付してください。



山口県信用保証協会

- 山口県信用保証協会において、経営改善計画書・交付申請書・添付書類の内容を確認します。
- 山口県信用保証協会は、交付申請の結果について、「補助金交付決定通知書」で申請者に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用（伴走支援費用、金融機関交渉費用除く）の1/6（ただし10万円まで）を上限として交付します。